

静岡県告示第380号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項の規定に基づき、次のように蜜蜂及び蜜蜂の腐蛆病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動を制限する。

平成29年4月14日

静岡県知事 川勝平太

1 腐蛆病発生概要

(1) 発生年月日

平成29年4月6日

(2) 発生群数

1群

(3) 転帰

汚染物品の焼却

(4) 発生地域

浜松市浜北区

2 移動を制限する家畜の種類及び物品

蜜蜂、採蜜について利用中の蜜蜂の巣箱、継箱、巣わく、巣ひ及び蜜ろう等

3 移動を制限する期間

平成29年4月6日から平成29年4月20日まで（15日間）

4 移動を制限する区域

浜松市北区新都田1丁目、浜松市北区新都田2丁目の一部、浜松市北区新都田3丁目、浜松市北区新都田4丁目、浜松市北区新都田5丁目、浜松市北区都田町の一部、浜松市浜北区新原の一部、浜松市浜北区平口、浜松市浜北区宮口の一部

ただし、天竜浜名湖鉄道以北、都田川以西、新都田1丁目交差点から北上する道路以西、都田南小学校西側道路以西、浜名用水以東及び馬込川以東を除く。